

# 平成26年度当初予算編成方針

平成25年10月18日  
予算編成会議決定

- 平成26年度当初予算においては、引き続き経済・雇用対策を着実に実施するとともに、第2期ふるさと秋田元気創造プラン（仮称）に基づく施策・事業を重点的に推進する。
- このため、既存事業や制度の徹底した見直しに取り組むことにより、新規・拡充事業の財源を確保する。

## I 全般的事項

### 1 財政見直し

- 現在、社会保障と税の一体改革を踏まえた国の地方財政対策が不透明であり、例年になく不確定要素が多い中、国では、経済対策と合わせ、財政健全化が重要課題となっていることから、地方財政については厳しいものになることも予想される。
- 当面、総務省が公表した地方財政収支の仮試算に基づく収支推計を参考とするが、今後、地方財政対策が明らかになり次第、予算編成の中で柔軟に対応していくこととする。
- 平成26年度においては、歳入面では、法人事業税や地方消費税の伸びが見込まれるものの、仮試算では地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税額が据え置かれていること、また、本県では人口減等の影響があることから、実質的な交付税は減が見込まれる。
- 一方、歳出面では、公債費、社会保障費が増加するほか、消費税率引上げ、電気料値上げに伴う経常経費の増もあり、現状のままでは収支不足が本年度以上に拡大することが見込まれるなど、厳しい財政状況にある。

### 2 新規・拡充分の事業費の確保

26年度当初予算においては、引き続き経済・雇用対策を着実に進めるとともに、重点施策推進方針等に基づく各種施策に重点的に取り組むため、各部局自らが既存事業や制度の徹底した見直しを行い、新規・拡充事業のため、100億円程度の財源を確保する。

## II 重点的な取組

### 1 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン（仮称）」の推進

「付加価値と生産性の向上による県外への売り込みの強化」、「交流人口の拡大と県内流動の促進による県内消費の拡大」、「人と地域の安全・安心の確保」の3つの観点を踏まえ、重点施策推進方針等に基づく施策を重点的に推進する。

- ・東アジア等（タイ、台湾など）に対する誘客や売り込みの促進
- ・秋田デスティネーションキャンペーンの成果を活かした観光の振興と国民文化祭の実施
- ・付加価値と雇用を生み出すブランド農業の拡大・6次産業化の推進
- ・中小企業・地場産業振興条例（仮称）を踏まえた中小企業の生産性や競争力の向上
- ・国土強靱化に対応した社会資本の整備・老朽化対策や地域防災力の強化など

## 2 経済・雇用対策の推進

現下の県内経済・雇用情勢を踏まえるとともに、国と連動し、消費税率引き上げの影響に配慮した経済・雇用対策を着実に実施する。

## III 施策事業の見直し等による財源の確保

- 新規・拡充分の財源を確保するため、歳入・歳出全般にわたる見直しを行う。
  - ・事業の優先順位の見直し、スクラップ・アンド・ビルド
  - ・県単独制度、事業の見直し
  - ・行政運営コストの縮減
  - ・人件費の縮減
  - ・県独自基金の計画的な活用
  - ・様々な手法による歳入の確保
- 見直しに際しては、単に既存制度を延長することなく、既存事業の効果を検証しつつ、新たな視点からの制度の立ち上げなどに積極的に取り組む。

<歳出の見直し等による財源の確保目標（一般財源ベース、対前年度6月現計）>

項目	目標額	予算調整の基準等
経常経費	数億円程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁費等裁量的経費は原則△5%を目標（指定管理料を除く。また消費税率引き上げ、電気料値上げによる増分を除く。）</li> <li>・消費税率引き上げ、電気料値上げ等の増に対応して使用料・手数料を見直し</li> </ul>
政策経費	130億円程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁量的経費は原則△20%を目標（終了事業等と合わせ全体で目標額の達成を目指す。）</li> <li>・優先順位の見直し、スクラップ・アンド・ビルドなどにより一定額の財源を確保することとし、事業の内容に応じ個別に精査</li> <li>・公共事業は、国庫補助事業を最大限活用することとし、国予算の動向に適切に対応。県単独事業は、地方財政対策の伸率を踏まえつつ、公債費抑制のため事業規模の適正化を図る</li> </ul>
計	130億円程度	

## IV その他

### 1 事業の効果的な推進

各事業のねらい、目的を明確にした上で、本県への経済効果が発揮されるよう、関連事業の体系化による優先順位の見直しやスクラップ・アンド・ビルドによる事業の再構築を進め、施策の効果が高く県民にわかりやすい施策を実施する。

### 2 基金事業・交付金事業

国の経済対策基金等を活用している事業については、基金の終了等の際し、原則として一般財源への振替は行わない。

### 3 県単独事業の検証

国等との情報交換、連携を密にし、国庫補助など外部資金を最大限活用することとし、県単独事業については、国や他団体の制度、状況を勘案しながら、適正な規模、内容となるよう検証を行う。

### 4 消費税への対応

消費税率の引上げに対応して、県の歳入・歳出を適切に見込むとともに、県経済、県民生活に配慮し、国と連動した対応を行う。

### 5 行財政改革の推進

人件費の縮減、県有施設・第三セクターの見直し、県債発行の抑制など、新たな行財政改革大綱に基づき、中期的な視点で行財政改革に取り組む。

### 6 市町村との関係

県が行う市町村への財政支援については、市町村との役割分担を明確にするとともに、交付税措置等の地方財政制度を踏まえたものとする。

### 7 市町村・関係団体等への丁寧な説明

- 既存事業の見直し、新規事業の実施等で、市町村の予算編成に影響を及ぼすものについては、その状況に応じ、適宜市町村と十分な協議を行う。
- 事業の廃止・縮小等に当たっては、市町村及び関係団体等に対し、その必要性や内容のみならず、代替案等も併せて提示しながら意見を聞くなどして、理解と協力を得るよう努める。